

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 鹿児島県西之表市西之表16950番地1  
氏 名 有限会社 種子島クリーン産業  
(法人にあつては名称及び代表者の氏名) 代表取締役 仁禮 正章

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

鹿児島県熊毛支庁長 大田 浩一

許可の年月日 平成30年9月17日  
許可の有効年月日 平成35年9月16日

## 1 事業の範囲

廃プラスチック類（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、ゴムくず、金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、がれき類、燃え殻、ばいじん、紙くず、木くず、繊維くず

以上10種類（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）の収集及び運搬（積替え又は保管を除く。）

- 2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ（積替え又は保管を行う場合に限る。）

所在地	鹿児島県西之表市西之表17740番地2 外3筆
産業廃棄物の種類	廃プラスチック類
面積	144 平方メートル
保管上限	144 立方メートル
積み上げることのできる高さ	— (容器を用いて保管するため)

所在地	鹿児島県西之表市西之表17740番地2 外3筆
産業廃棄物の種類	廃プラスチック類（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）
面積	4 平方メートル
保管上限	2.25 立方メートル
積み上げることのできる高さ	— (容器を用いて保管するため)

- 3 許可の条件  
なし

4 許可の更新又は変更の状況

新規許可	平成25年 9月17日	
変更届出	平成28年 6月15日	法人の代表者を「仁禮 憲夫」から「仁禮 正章」に変更
変更届出	平成29年 4月21日	「鹿児島県西之表市西之表17740番地2 外3筆」の面積「71.2 平方メートル」、保管上限「10 トン」の「廃プラスチック類」の積替保管場所を追加設置
変更届出	平成30年 9月17日	「鹿児島県西之表市西之表番17740番地2 外3筆」の面積「18 平方メートル」、保管上限「28.8 立方メートル」の「廃プラスチック類、ゴムくず」の積替保管場所、面積「112 平方メートル」、保管上限「192 立方メートル」の「金属くず」の積替保管場所、面積「6.0 平方メートル」、保管上限「5.0 立方メートル」の「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず」の積替保管場所、面積「22 平方メートル」、保管上限「8.5 立方メートル」の「燃え殻、ばいじん」の積替保管場所を廃止 「鹿児島県西之表市西之表番17740番地2 外3筆」の「廃プラスチック類」の積替保管場所面積を「71.2 平方メートル」から「144 平方メートル」に、保管上限「10 トン」から「144 立方メートル」に変更
更新許可	平成30年 9月17日	

5 鹿児島市の積替え許可の有無 有・無

6 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 有・無